

和光樹林公園 公園内行為許可申請の種類と利用料金

| 利用の種類 | 例 | 利用料金 ※埼玉県民の場合 ※県外の方は1.5倍 |
|--------------------------------|--|--------------------------------|
| 物品の販売、その他の営業行為 (興行を除く) | 教室開催、運動クラブ、企業活動 | 1㎡あたり半日 7円 1㎡あたり1日 14円 |
| 興行 | 演芸 | 1㎡あたり半日 8円 1㎡あたり1日 17円 |
| 業として行う写真の撮影 | 雑誌撮影、お客様を誘致した記念撮影、 撮影会 | 半日 2,500円 1日 5,000円 |
| 業として行う映画等の撮影 | CM撮影、テレビ撮影、商品紹介動画 | 半日 14,800円 1日 29,800円 |
| 競技会、集会、展示会、博覧会 その他これらに類する催し | 運動会、一般利用ではできないスポーツ、 参加者を募るイベント、一般来園者向けのイベント | 1㎡あたり半日 4円 1㎡あたり1日 8円 |
| 広告物の表示 | 掲示板の利用 | 表示面積が 1㎡あたり1日 2,080円 |

*半日は4時間以内、 1日は8時間以内です。

*利用料金の計算について

<県外に住所を有する者が申請する場合> 表の金額にそれぞれ当該金額の100分の50に相当する額を加えた額となります。

<100円に満たない場合> 100円となります。

<100円以上1万円未満の場合> 10円未満を切り捨てた額となります。

<1万円以上の場合> 100円未満を切り捨てた額となります。

<面積が1㎡未満の場合や1㎡未満の端数> その面積、もしくは端数を1㎡として計算します。

*電気、ガス、水道、下水道等を使用する場合、又は特別な設備、管理、模様替え等を要する場合は、
利用料金の他に別途実費相当額を徴収します。しかし、利用が許可できない場合もございます。